

平成18年6月30日
町 長 決 裁

松伏町有料広告物取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松伏町(以下「町」という。)が発行する印刷物等に掲載する有料広告物(以下「広告」という。)の取扱を定め、自主財源の確保を図るとともに、適切な町政情報の提供に資することを目的とする。

(掲載物)

第2条 有料広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 広報まつぶし
- (2) 松伏町ホームページ
- (3) その他、町長が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、町民の生活に関連するものであって、町の公共性及び品位を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号に該当する広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性、宗教性、意見広告及び名刺広告に係るものと認められるもの
- (4) その他、町長が広告として適当でないとして認められたもの

(広告の掲載順位)

第4条 広告を掲載する順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、町内及び近隣市町に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるものの他、私企業及び自営業で町内及び近隣市町に事業所等を有するもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(掲載希望者の募集)

第5条 町長は、広報等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2 前項にかかわらず、町長は前条第1号及び第2号に該当するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 広告希望者が募集枠に満たないときは、前条に定めるものに対し広告掲載の案内

をすることができるものとする。また、広告希望者が複数の掲載枠の利用を希望する場合、募集枠が満たしてないときはこれを認めるものとする。

(広告の申込み)

第 6 条 広告を掲載しようとする者は、指定した期日までに広告掲載申込書 (様式 1 号) に原稿を添付して、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第 7 条 町長は、前条の申込書を受理したときは、第 2 条に基づき速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書 (様式第 2 号) 又は広告費掲載決定通知書 (様式第 3 号) により、申込者に通知するものとする。

(広告の掲載位置)

第 8 条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに町長が指定した位置とする。

(広告掲載料)

第 9 条 広告掲載料は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載の決定を受けた者 (以下「広告主」という。) は、町長の指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第 12 条 町長は、広報の編集・発行上支障があるとき又は町長が指定する期日までに原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取消することができる。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責によらない事由により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。